

令和5年度要員確保に関する申し入れについて（回答）

- 1 令和5年度の事務事業執行体制については、真に必要な市民サービスの低下を来たすことなく、また、行政責任を果たしつつ、職員の勤務労働条件を確保したうえで、業務内容・業務量に見合った体制となるよう人員マネジメントを行っていく。
なお、検証等にかかる情報提供については、地方公務員法や大阪市労使関係に関する条例の趣旨を踏まえながら丁寧に対応してまいりたい。
- 2 超過勤務の縮減に向けては、引き続き、時間外労働の上限に関する規制の趣旨も踏まえ、業務内容・業務量に見合った体制となるよう人員マネジメントを行うとともに、安易な兼務によることなく事務処理方法の改善等による業務効率化の促進により対応していく。
- 3 職員の採用については、定年年齢の引き上げによる影響、職員の年齢構成等を考慮し、定年退職者が生じる年度と生じない年度の2年間で平準化していく。
- 4 法令などにより要員の基準が定められている業務への対応については、業務実態を精査しつつ、関係所属と協議しながら、引き続き検討し対処したい。
- 5 免許職員等の専門職員については、業務執行に支障を来さないよう関係所属との協議内容を踏まえ、配置してまいりたい。
- 6 現在運用している任期付職員制度は、引き続き運用していくこととし、業務執行体制については、関係所属と協議しながら、検討し対処していく。
なお、生活保護業務にかかる任期付職員の任用については、平成30年度末に策定した充足率向上計画に沿って、引き続き関係所属と協議しながら、検討し対処していく。

7 国からは会計年度任用職員の職は、常時勤務を要する職とは異なる職として設定することとされているところである。常時勤務を要する職については適正な要員配置に努めてまいりたい。

8 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和3年度から2年間、コロナ禍における雇用不安に対応するため、職員の採用拡大を行ったところであり、感染症等にかかる行政対応については、関係所属と連携の上、引き続き適切に対応してまいりたい。

また、今後予想される大規模災害については、平成30年度に発生した災害時の対応状況も踏まえて、所管局において、各所属と十分な連携を図り初動体制の確保等を含めた検討が行われており、その状況については、引き続き注視してまいりたい。

さらに、被災自治体への支援については、令和3年度末で職員派遣を終了しているが、今後新たに支援が必要な事態が生じた場合等には、関係機関とも連携し、職員派遣に当たっては、関係所属と十分協議しつつ対処していく。

なお、勤務労働条件に変更が生じる場合は、交渉事項として誠意をもって対応していく。

9 「行政サービスへの最先端のICTの活用」「経営形態の変更」「事業の統合」等に伴う職員の身分に関する事項などの勤務労働条件については、交渉事項として各所属において適切に対応していく。